

大分県報

令和八年
七月一日
（五）
（四）

（水曜日）

目次

告示

知事の職務を代理する副知事の順序……………

訓令 甲

大分県副知事の担任意務に関する規程の一部改正……………

大分県法制審議会規程の一部改正……………

○告示

大分県告示第二百七十七号

知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

令和八年七月一日

第一順位 副知事 尾野賢治
第二順位 副知事 嶋川智尉

大分県知事 佐藤樹一郎

附則

- この告示は、公示の日から施行する。
- 知事の職務を代理する副知事の順序を定める告示（令和六年大分県告示第三百三十六号）は、廃止する。

○訓令 甲

大分県訓令甲第十八号

本庁
地方機関

令和八年七月一日

大分県報号外（告示・訓令甲）

一

大分県副知事の担任意務に関する規程（令和六年大分県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

大分県知事 佐藤樹一郎

第一条の表の副知事桑田龍太郎の担任意務の項中「桑田龍太郎」を「嶋川智尉」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第十九号

大分県法制審議会規程（昭和三十二年大分県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

大分県知事 佐藤樹一郎

目次中「第四章 専決（第九条・第十条）」を「第四章 会長の専決（第九条）」に、「第十一条」を「第十条」に、「第十三条」を「第十二条」に改める。

第二条第一号中「改廃」の下に「（法令又は条例若しくは規則の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に係る規則の改正を除く。）」を加える。

「第四章 専決」を「第四章 会長の専決」に改める。

第九条の見出しを削り、同条中「（法令又は条例若しくは規則の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に係る規則の改正を除く。）」を削る。

第十条を削り、第五章中第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（大分県文書管理規程の一部改正）

2 大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「うち」の下に「同項の」を加える。